

第 72 号議案

豊後大野市印鑑条例の一部改正について

豊後大野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の一部改正により住民票への旧氏の記載に関する事項が定められたこと等に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

## 豊後大野市印鑑条例の一部を改正する条例

豊後大野市印鑑条例(平成17年豊後大野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」を「、その他氏名、旧氏」に改め、同項第5号中「が不鮮明な」を「を鮮明に表しにくい」に改める。

第7条第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改める。

第14条第1項第4号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)」を加える。

第16条第1号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。